

2016年10月28日

岩国薬剤師会会員各位

国立病院機構岩国医療センター薬剤部

薬剤部長 松久 哲章

自動車の運転等の危険を伴う作業に制限がある薬剤の処方について

平素より院外処方せんの応需ならびに医薬品適正使用にご協力ありがとうございます。

総務省の「医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を受けて、厚生労働省より2013年5月29日に、添付文書の使用上の注意に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方又は調剤する際は、医師又は薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底させることとの通知を発出されました。

これをうけて、国立病院機構岩国医療センターでは、2016年11月より自動車運転等に制限のある薬剤が処方されている場合には、該当薬剤に「注）運転等の危険を伴う作業には従事しないこと」などのコメント印字を行い患者様および保険薬局に情報提供を行うことにしました。なお、「降圧作用に基づくめまい等が起こる降圧剤」や「低血糖による意識障害などがおこる糖尿病薬」など、添付文書上で「運転等の危険な作業は注意して行うように説明すること」の注意レベルについては自動コメント印刷しませんので個別の対応をお願い致します。詳細については別添の資料をご参照ください。

保険薬局に於かれましては、既に自動車運転等に関する指導を実施されていることと存じますが、今回の処方箋への注意コメント印字にご留意の上で、引き続き患者様への情報提供をお願い致します。今後ともご理解・ご協力の程、よろしく願いいたします。